

ブラジルにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起

2020年4月3日

<ポイント>

◎3月30日からブラジル政府の「全世界からの入国禁止措置」が発効しています。また、3月31日には、日本国政府はブラジルの感染症危険レベルを引き上げ、レベル3「渡航は止めてください（渡航中止勧告）」を発出しました。更には、ブラジルを出国する航空便は減便・休便が進んでいます。

◎つきましては、現在ブラジルに一時的に滞在されている方や、日本に早期帰国の必要がある方等は、早期の出国をご検討ください。

<本文>

●これまでも領事メールや在ブラジル各日本公館のホームページを通じてご案内しているとおり、3月30日からブラジル政府の「全世界からの入国禁止措置」が発効しています。また、3月31日には、日本国政府はブラジルの感染症危険レベルを引き上げ、レベル3「渡航は止めてください（渡航中止勧告）」を発出しました。更には、ブラジルを出国する航空便は減便・休便が進んでいます。

●つきましては、現在ブラジルに一時的に滞在されている方や、日本に早期帰国の必要がある方等は、早期の出国をご検討ください。

●在ブラジル大使館、総領事館及び領事事務所では、現在のブラジルにおける新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、皆様の安全対策を一層強化するため、在留状況等を正確に把握したいと考えております。

現在、ブラジル国内に滞在中の日本国籍を有する方は、早期に以下の入力フォームに必要事項をご登録いただきますようお願いいたします。

<https://forms.gle/5DE749RxdTh6qBit8>

※ご家族分をまとめて一度にご登録いただけます。

この調査が、関係する方々に広く伝わるよう、皆様の知人、友人等、周囲の邦人の方々に幅広く共有していただくと幸いです。

●現在、各航空会社は、ブラジル出発便や日本への帰国便も含め、減便及び運休等の措置をとっています。在留邦人の皆様に向けた参考情報として、ブラジル出発便等に関する情報を以下のリンクのとおり当館サイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

https://www.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00068.html

●また、運航している便についても、経由地において乗客に対する措置等が課されている場合がありますので、その関連情報については下記サイトをご参照ください。

新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）【外務省】

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

－電話：51-3334-1299

－e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp